日調連発第２９６号
平成２７年２月６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて（参考送付）

法務省民事局総務課長及び同民事第二課長から、法務局民事行政部長及び地方法務局長あて標記通知が発せられましたので、参考のため送付します。

なお、本通知の趣旨は、「登記情報提供サービスの運用拡大」として、平成25年3月から、毎月1回、原則として第2土曜日に登記情報提供サービスを利用することができるようにするとしたところ、その認知度が8割を超える水準に達しているにもかかわらず、土曜日における利用件数が平日における利用件数の1割程度にとどまることから、本年度末をもって、その実施を取りやめることとしたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

参考

機密性２　完全性１　可用性１

法務省民二第５５号
平成２７年１月１９日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局総務課長
法務省民事局民事第二課長

「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて（通知）

標記の取組については，平成２５年１月２５日付け法務省民二第３８号当職ら通知「「登記情報提供サービスの運用拡大」の実施について」において，平成２５年３月から，毎月１回，土曜日に，登記情報提供サービスを利用することができるようにするものとしているところですが，アンケートの結果によると，各種の周知・広報により，利用者の運用拡大についての認知度が８割を超える水準に達しているにもかかわらず，土曜日における利用件数は全期間を通じて平日における利用件数の１割程度にとどまり，また，今後この利用割合が大幅に増加する見込みは少ないことなどから，本年度末をもって，その実施を取りやめることとしましたので，通知します。

なお，今後の登記情報提供サービスに係る利便性の向上については，利用者の意向や費用対効果を踏まえつつ，各種機能の拡充等を通じた使いやすさの改善に係る方策を中心として実施していくこととしていますが，その具体的な取組の一例として，本年４月以降，一般財団法人民事法務協会において，インターネット上で住宅地図を用いた地番検索を可能とするサービスが実施される予定であり，その詳細については，決定次第，改めてお知らせします。

受付
27.2.04
日弁連